新型コロナウイルス感染症に関する本県の対策について

令和 2 年 3 月 19 日

三重県

Ⅰ これまでの推移

(本県における陽性患者確認以降の患者、検査の状況等)

新型コロナウイルス感染症について、本県では1月30日に1名の陽性患者を確認して以降、新たな患者は確認されていませんでしたが、3月10日に1名、翌11日にはさらに5名の陽性患者が確認されるなど、近親者間での感染例が発生しました。加えて、14日には、クルーズ船の乗客で東京都内の医療機関に入院、陰性確認後退院された方にも感染が確認されています。なお、新たに感染が確認されたこれらの2つの事例については、濃厚接触者を把握しPCR検査を実施した結果、全ての方が陰性であったことから、行動歴等をふまえ、これ以上の感染拡大の可能性は低いと考えています。

また、昨日、四日市市で新たな陽性患者が1名発生しました。今後、四日市市において、濃厚接触者の把握などの調査を確実に行っていきますが、県としてもしっかり対応するため、患者の陽性が判明した直後に四日市市に本庁職員を派遣して情報収集を行うなど、きめ細かに対応しているところであり、引き続き、連携を密にしながら感染拡大の防止と県民の皆様の不安解消に向け、取り組んでいきます。

一方、他県では、小規模患者クラスター(集団)が把握されると ともに、国内の複数地域において、感染経路が明らかではない患者 が散発的に発生するなど、感染が拡大しており、予断を許さない状 況です。

県ではこれまでに、新型コロナウイルス感染症の拡大防止、県民の皆様の不安解消、感染症による影響の回避や軽減という観点から取組を進めてまいりました。

具体的には、「検査・相談・医療体制の充実」、「学校等の人が 集まる場所における感染拡大防止対策とそれに伴う影響を緩和する ための対応」、「県内経済への影響を回避・軽減するための対応」、 「早急かつ丁寧な情報提供」の4項目です。

これらについて、3月2日に県議会において説明させていただきましたが、状況は刻一刻と変化していることから、3日以降に対応した主な内容について、説明いたします。

| 県の対応

1 検査・相談・医療提供体制の充実

最初に、県民の皆様の不安をしっかり受け止め、その不安を解消し、今後の感染拡大を防止する観点から、「検査・相談・医療提供体制の充実」について説明します。

(PCR検査体制の強化)

PCR検査については、県保健環境研究所におけるPCR検査件数が増加傾向にあることから、検査機器の追加配備や検査に必要な試薬の確保など、確実に検査を実施できるよう対応していきます。

また、多数のPCR検査が必要となる際には三重大学医学部附属 病院での検査も行うこととしており、新たな機器の整備についても 支援します。

さらに行政検査のみでなく、民間の検査機関等においても検査を 実施できるようになったことから、感染症対策が十分になされて いる「帰国者・接触者外来」を設置している医療機関等と県が民間 検査機関の活用に係る委託契約を締結したところです。

引き続き、検査体制の充実に向け、関係機関と連携し取り組んでいきます。

(医療提供体制の整備)

最前線で尽力していただいている医療機関における感染拡大防止のため、個人防護具(PPE)セット等については、県備蓄分を「帰国者・接触者外来」を設置している医療機関に既に配布しており、HEPAフィルター付き空気清浄機等の設備についても、今年度中に設置される見込みです。

地域でのさらなる感染拡大に備えた体制の整備が求められている ことをふまえ、三重県公衆衛生審議会健康危機管理部会を新型コロ ナウイルス感染症対策協議会として体制の充実を図るなど、市町や関係機関とも連携して取り組んでいるところです。今後、地域で感染が拡大し地域流行期になった場合に備え、一般の医療機関においても診療ができるよう協議を進めるとともに、あわせて患者の増加を見据え病床を確保していく必要があることから、感染症指定医療機関に限らず、他の医療機関においても患者の受入が可能となるよう、調整を進めていきます。

(相談実績)

県庁や保健所に設置している電話相談窓口や「帰国者・接触者相談センター」には、新型コロナウイルスに関する感染予防の方法、発熱時の受診方法等さまざまな相談が寄せられています。

なお、3月17日までに、電話相談窓口には7,792件、「帰国者・接触者相談センター」には、1,109件の相談がありました。

引き続き、県民の皆様からの相談に丁寧に対応し、不安や困りごとの解消に向けて取り組みます。

2 学校等の人が集まる場所における感染拡大防止対策とそれに 伴う影響を緩和するための対応

次に、「学校等の人が集まる場所における感染拡大防止対策とそれに伴う影響を緩和するための対応」について説明します。

(公立学校の休業、学習支援状況)

3月2日から臨時休業している県立の高等学校や特別支援学校では、休業の目的、休業中の学習やその他の支援の計画を、児童生徒・保護者に説明するとともに、臨時休業中も、子どもたちの健康状況把握や、一人ひとりの状況に応じて、必要な学習支援や進路指導を継続しています。

県立高等学校では、休業前に課題プリントを手交したり、WebページやEメールを活用して学習課題を指示したりしています。また、学習支援や進路指導等、特に必要な生徒には、感染予防に留意しながら、学校での指導を行っており、3月2日から12日までの間に、7,542人(1校当たり平均135人)の生徒が登校しています。現在の指導で年間の履修内容を担保できない学校では、春季休業中や新年度に、補習授業や学年末考査の実施を検討しています。

特別支援学校では、児童生徒の状態に応じて、自習プリント等を 郵送したり担任等から手交したりして学習課題を提示しています。 さらに、身体を動かすきっかけとなるよう、親子でできる運動メニ ュー表を作成するなど、子どもたちの健康保持のための工夫をして います。

引き続き児童生徒の健康状況把握に努めるとともに、無料学習コンテンツやアプリの活用の紹介、学校からの要請に応じた指導主事の派遣を行うなど、各学校における効果的な学習支援等が図られるよう取り組んでいきます。

小中学校においても、学習に著しい遅れが生じないよう、課題を子どもたちに配付し、家庭学習を促すとともに、家庭訪問や電話連絡等により、定期的に子どもたちの状況把握に努めています。県教育委員会と市町教育委員会が連携して各学校の状況を把握し、臨時休業中の子どもたちや学校を支援するWebページを開設し、学習用プリントや外国人児童生徒への連絡文書例等を掲載しています。

(児童生徒等の心のケア相談窓口)

児童生徒や保護者の不安な気持ちや悩みに寄り添う支援ができるよう、県教育委員会で各種相談を実施するとともに、さまざまな教育相談窓口を紹介するリーフレットを各県立学校、市町等教育委員会を通じて各小中学校に配付し、保護者や児童生徒への周知を依頼しています。臨時休業が続くことから、各学校で児童生徒等の状況把握に努めるとともに、新学期は学年の変わり目で心が不安定になる児童生徒が増えることが考えられるため、適切、確実にスクールカウンセラーを派遣できる体制を整え、心のケアに努めます。

(学校における消毒液等の配備)

学校での感染防止に必要なマスクは、各県立学校と連絡を取りながら、登校した子どもたちや教職員が入手困難なケースや急にせきこむ時などに備えて、手指の消毒液、その他必要な消耗品と併せて購入、配付を進めていきます。

小中学校について、一部市町においては、マスクや消毒液の配付が行われています。幼稚園については、国から職員向けマスクが配付されることから、県は円滑に配布されるよう支援します。

(私立学校における対応状況)

私立学校では、3月18日現在、全ての小・中・高等学校及び特別支援学校が臨時休業しており、休業の開始日は、3月2日が29校、3月8日が1校で、春休みまで休業するとしている学校は、27校となっています。

休業中の学習支援としては、ホームページやメール等を活用し学 習課題を提示するなど、各学校の状況に応じて必要な情報を提供し ています。

小学校及び特別支援学校においては、保護者の事情等により自宅 で過ごすことが困難な児童や特別な支援が必要な児童生徒を対象に、 学校の図書室や教室等で預かり、自習等をさせるという対応をして います。実施にあたっては、公共交通機関を使わず保護者による送 迎対応等とし、定期的に部屋の換気をするなど、できる限りの注意 を払っています。

今後も、私立学校に対し、必要な情報を提供するとともに、学校 からの相談に応じるなど必要な支援を行います。

(マスク・消毒液の配布状況)

マスクの配布については、県で備蓄しているマスク約 12 万 3 千 枚を医師会等を通じて医療機関に配布するとともに7万7千枚を市町や関係団体等を通じて高齢者施設、障がい者施設、放課後児童クラブに配布しました。

また、「馬雲(ジャック・マー)公益基金会」と「アリババ公益 基金会」から本県にマスク1万枚が寄贈されました。この1万枚の マスクは、日本の医療機関で使用されているN95 マスクに近い高 性能なものであることから、感染症指定医療機関や「帰国者・接触 者外来」を設置している医療機関に配布しました。

また、民間事業者から県立志摩病院に2千枚をいただき、関係団体の皆様からも寄附の申し出をいただいており、寄附いただいた皆様には、私から感謝状をお贈りしているところです。

さらに、厚生労働省から約4万8千枚の配布があり、国からは、 今後さらなる配布も予定されていることから、マスクを入手次第、 迅速に医療機関等に配布を行っていきます。

現在、国からの配布や皆様からの寄附、最終補正予算に計上している約 20 万枚分の費用等も活用し、必要数の確保に向け取り組んでいるところであり、まずは、医療機関や社会福祉施設等を中心に速やかに配布できるよう努めていきます。

あわせて、消毒液についても、厚生労働省から手指の消毒用のエタノールについて優先供給の連絡があり、「帰国者・接触者外来」を設置している医療機関を中心に供給を行っているところです。

(介護施設の感染防止対策)

他県では、介護施設で小規模クラスター(集団)が発生し、死亡 事例も確認されています。

本県では、高齢者施設における感染防止を図るため、施設に対して、感染防止対策の徹底、利用者及び職員の健康状態の確認、面会の制限、物品受け渡し時の注意点等に関する周知を行っています。また、三重県老人福祉施設協会、三重県老人保健施設協会をはじめとした関係団体と新型コロナウイルス感染症が実際に発生した場合を想定した意見交換会を開催し、いただいたご意見等もふまえ関係者向けのわかりやすい手引きの作成等に取り組んでいるところです。

(放課後児童クラブ・放課後等デイサービスの開所状況)

放課後児童クラブについては、28 市町で開所いただいており、 午前中から繰り上げて開所いただいている施設数は、県内 437 単位 (1 単位: 概ね 40 人) のうち 398 単位となっています。(3 月 12 日 時点)。

放課後等デイサービスについては 152 事業所(県内 217 事業所の うち回答があったもの(3月3日時点))のうち 151 事業所で開所 いただいており、午前中から繰り上げて開所いただいている施設数は 95 事業所となっています。

3月3日には、市町及び市町教育委員会に対し、学校での受け入れや、教職員への支援要請対応への配慮をお願いしたところですが、引き続き、利用している子どもたちやその保護者の皆様、現場で対応していただいている皆様などが不安にならないよう、市町や関係機関と連携しながら取り組んでいきます。

(県立文化施設等の休館予定)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、三重県総合博物館、三重県立美術館、斎宮歴史博物館、三重県立みえこどもの城及び三重県立熊野古道センターについては、3月31日まで休館期間を延長しました。

4 月以降、これらの措置を延長するかどうかについては、今後の国の動向や感染状況などもふまえた上で、慎重に判断します。

三重県立図書館については、休校中の子どもたちをはじめとする 県民の皆様への読書推進のため、3月18日から、1階メインカウ ンターでの本の貸出、返却サービスを再開しました。

鈴鹿青少年センター及び熊野少年自然の家につきましては、3月中の自主事業は中止していますが、日帰り・宿泊の施設利用については、手指の消毒液を配備するとともに、咳エチケットなどの感染防止を呼びかけ、運営を継続していきます。

県有スポーツ施設については、トレーニング施設を 3 月 31 日まで休止する一方、大会等の開催については主催者判断で専用利用を

可能にしています。なお、休校中の子どもたちをはじめとする県民の皆様の健康維持・増進のためにも、プールや体育館等の個人利用については、手指の消毒や利用者への手洗い、うがいの呼びかけなどの感染症予防対策に加え、換気や人の密集に注意を払いながら、過剰な自粛とならないよう運営を継続しています。

(県主催イベントの開催基準)

県が主催するイベントについては、感染拡大防止のため、不特定の人が集まるものは 3 月 21 日まで原則、中止か延期にするとした開催基準の適用期間を 4 月 5 日まで延長するとともに、参加者が特定できるものや、不特定の人が集まるものであっても、開催する際には、注意喚起を十分に行い、感染防止対策を徹底した上で、適切に実施することとし、イベントの過度な中止や延期につながらないように見直しを行いました。併せて、換気の悪い密閉空間など集団感染が確認された事例をふまえた感染防止対策を追加で示したところです。

3 情報提供その他

次に、県民の皆様の不安解消の処方箋となる「情報提供」について説明します。

(県民の不安解消に向けた情報発信の実施状況)

新型コロナウイルス感染症にかかる感染予防や相談体制等に関するポスターやチラシを作成し、市町や医療機関、県立学校、社会福祉施設等へ約9万4千枚を提供するなど、県民の皆様の不安解消に向け、わかりやすく、かつきめ細かな情報発信に取り組みました。

多言語による三重県情報提供ホームページ「 \dot{M} i e^{4} I \dot{n} f \dot{n} o] (6 言語) において、予防方法や相談・受診の目安等について情報提供を行うとともに、相談窓口として「みえ外国人相談サポートセンター (\dot{M} i \dot{e} C \dot{o})」を案内しています。引き続き、情報内容の充実を図ります。

MieCoへは、3月18日時点で31件の相談が外国人から寄せられています。その内訳は、具体的な症状が疑われる内容が16件(県内5件、県外11件)、予防対策・緊急事態宣言7件(県内4件、県外3件)、雇い止め・休業補償4件(県内4件)、在留期間延長の手続き3件(県内3件)、子どもの居場所に係る相談1件(県内1件)でした。

具体的な症状が疑われる場合は、4 者間通話(相談者、MieCo、 多言語コールセンター、保健所)による電話通訳を行っており、引き続き、相談者に寄り添った対応に努めます。

(リスク情報の開示状況)

県民の皆様が自主的に対策を取っていただく上で重要となるリスク情報の開示については、接触者の行動歴などの調査を確実に行う

とともに、患者の方に過度な精神的負担をおかけしないよう患者本人及びその他関係者の方の人権の尊重や個人情報の保護に関する部分に最大限配慮しつつ、今後も三重県独自の判断として、随時、早急かつ丁寧に積極的に公表することとしています。

新型コロナウイルス感染症については、SNS等により患者個人の特定につながる内容や人権侵害、誹謗中傷、患者の勤務先の風評被害が懸念されるような情報が見受けられます。県として、県民の皆様の感染防止対策や不安解消に向け、正確な情報を迅速かつ的確に発信してまいりますので、県民の皆様におかれましても、個人や施設に対する偏見や差別を行わないよう、ご理解・ご協力をお願いいたします。

3月10日、11日に新たな陽性患者が確認された際には、早急に 伊賀保健所に県庁から伊賀保健所に人員を派遣するなど、体制の充 実も図るとともに、市町や関係機関との連携のもと、早期にできる 限りの情報を発信することで、感染拡大の防止と県民の皆様の不安 解消に向け迅速に対応しました。

また、14 日に陽性患者が確認された際においても、即座に本庁職員を現地に派遣し、情報収集に取り組んでおり、公共交通機関の利用状況や濃厚接触者の把握を行うなど、迅速かつ適切に対応しています。

(特別措置法制定への対応)

特別措置法の成立を見据え、3月11日に、29市町との連携会議を開催し、市町の役割や緊急時に備えた連携体制の構築などについて協議を行いました。

特別措置法により、国において緊急事態宣言が発令された場合、都道府県知事が状況に応じて、住民の外出自粛の要請、学校等の施設や催物の制限の要請等の緊急事態措置を行うことになりますが、県民の皆様の権利制限に関する部分や人権等に最大限配慮を要する部分があることから、市町や関係機関・団体等、関係者の皆様と連携し、緊急事態措置の内容やその対象範囲等について、丁寧に検討を行ってまいります。

4 新型コロナウイルス感染症に関する三重県緊急経済対策(仮称)

続きまして、資料2もあわせてご覧ください。

新型コロナウイルス感染症が県内経済に与えるさまざまな影響に対して、国の緊急対応策と連動しつつ、県内経済団体、金融機関など関係するすべての機関による「オール三重」の体制で推進する「新型コロナウイルス感染症に関する三重県緊急経済対策(資料2)」について説明します。

新型コロナウイルス感染症の発生以降、県内経済への影響について、さまざまな業種で定期的な聞き取りや相談を行いながら実態把握を進めてきました。さらに、11 日に県内の経済団体や金融機関

など労使を含め、関係機関の長の皆様にお集まりいただき開催した 緊急経済会合でいただいたご意見・ご提案や、12 日に県内産業の 現場の声をお聞かせいただく中で、10 日に国が発表した「新型コ ロナウイルス感染症に関する緊急対応策」では不足している点、県 として上乗せして支援が必要な点などを整理し、今後、県が取り組 むこと、国へ要望すること、金融機関等にお願いすることについて 緊急経済対策として取りまとめました。

当面の資金繰り対策のニーズが高いことから、例えば信用保証協会の保証料について、リーマンショック時を上回る水準で補助を行うことや、融資ではない形での支援として事業継続や経営安定のための補助金を創設することなど、大胆で思い切った3つの柱の取組を、スピード感をもって実行していきます。

(1)「事業活動への支援」

1つ目の柱である「事業活動への支援」では、更なる金融支援策として、既に実施している「セーフティネット資金」について、融資枠や保証料補助率を上乗せし、事業者の負担をさらに軽減します。併せて、貸付金の据置期間の延長や返済猶予など柔軟な対応による支援や、観光業・農林水産業・医療機関・福祉施設などへの支援も含めて国への要望などもしっかり実施します。

(資金繰り支援策)

3月11日の緊急経済会合でニーズが高かった資金繰りへの支援策として、県の中小企業融資制度「セーフティネット資金」及び「リフレッシュ資金」の融資枠を90億円から362億円に拡大するとともに、金融機関からの要望の高い信用保証料補助に対応するため事業者が負担している信用保証料に対して、リーマンショック時を上回る水準となる最大0.4%の上乗せ補助を行うことで、事業者負担を最大で0.2%まで軽減します。

「セーフティネット資金」等の据置期間を最長2年以内に延長することなどにより、中小企業・小規模企業の資金繰りを支援します。

事業者の当面の資金繰りに対応するため、既往債務については、これまでに行った条件変更の有無にかかわらず、元本や金利の支払いを一時的に猶予する条件変更に対応いただくことや、新規融資については、政府金融機関や県融資制度の積極的な活用を含めて、県内金融機関に対して、中小企業・小規模企業の資金需要に対して迅速かつ積極的に対応いただくよう要請しました。

また、事業者にとっては、後々の事業承継を考えると経営者保証 付きの借入に躊躇してしまうことから、経営者保証を不要にするな どの大胆な施策を実施するよう国に要望しました。

農林漁業者への資金繰り支援としては、農業者の経営安定を図るため、農業経営近代化資金の融資枠を12億円から22億円に拡大するほか、漁業者の経営安定を図るため、漁業経営維持安定資金の利子、保証料を県単で一部助成し融資枠を1億円から10億円に拡大

するとともに、漁業近代化資金と併せて保証料の無償化など漁業者のさらなる負担軽減を国へ要望しました。

(回復軌道に乗せるための資金支援)

売上減少により資金繰り等に影響を受けている旅館・ホテル、飲食業、食品卸売業などを中心とした中小企業・小規模企業が、今回の難局を乗り越えるために三重県版経営向上計画を策定し、ピンチの中でも経営力の向上を目指す取組に対し、事業費補助と専門家派遣のパッケージ支援を行います。

(雇用調整助成金などの緊急的な支援)

国の雇用調整助成金について、事業主が事業活動を自粛した場合 も幅広く事業の対象とするよう国に要望するとともに、助成率の引 き上げや、手続きの簡素化も含め柔軟な運用を図ること、併せて雇 用保険料の引き下げを要望しました。

また、介護施設等が休業したことに伴い、自宅等で家族を介護等することが必要となった労働者が休業する場合、年次有給休暇とは別途、有給の休暇を取得させた事業所に対する助成金を創設するよう国に要望しました。

中小企業・小規模企業の事業継続力強化の観点から、テレワーク の拡大に向けて専門家派遣や国制度の活用支援を実施するとともに、 新卒者確保に支障が生じないよう、関係団体等と連携しオンライン による企業説明会の実施などを支援します。併せて、中小企業・小規模企業の「事業継続力強化計画」認定制度について、感染症もリスク項目としてとらえ、対策が広がるよう国へ要望しました。

下請取引について、仕入れの遅れや納期の延期等に柔軟に対応するなどの配慮を国と連動して産業界へ要請するとともに、下請企業の相談窓口の周知を図ります。

(観光業への支援)

観光の現場からは、「宿泊予約のキャンセル等により、稼ぎ月である3月の稼働率が3から4割、中には1割程度となり運転資金枯渇の危機に直面している」といった声や、「修学旅行などの宿泊予約が入らない」といった悲鳴に近い声が上がっています。このため、新型コロナウイルス感染症の拡大を考慮して、適切な契約上のキャンセル料を特別に免除した宿泊事業者等に対し、相当額を補てんするよう国に要望しました。

修学旅行・遠足等のキャンセルによる影響を緩和し、観光事業者への支援につなげるため、県内観光施設等への修学旅行、遠足等を想定していた時期に実施できない場合、「中止ではなく延期とする」よう市町に協力を要請するとともに、同趣旨の通知発出について国に要望しました。

あわせて、延期することに伴い発生するキャンセル料のほか、延 期した際に、旅行行程の変更など、再度、費用として発生する旅行 企画料金等の諸経費についても、保護者や学校が負担することが ないよう、その補てんを国に要望しました。

(農林水産業への支援)

農林水産業への支援として、農業、畜産業では、農業経営収入保険に期間の途中であっても新規加入を認めることを国に要望しました。

県内の学校給食用の牛乳の約7割を供給している大内山酪農農業協同組合に私も現場を訪問して実態を確認したところですが、学校の臨時休業の影響で多くの牛乳が余っていることをふまえ、余剰となった牛乳を廃棄する費用の補てん、乳業メーカーの学校給食用牛乳の衛生管理向上のための設備導入に対する支援についても国へ要望しました。

林業では、住宅設備関連資材の不足等による住宅建築の停滞に起因した木材価格の下落により、林業の採算性の悪化が懸念されることから、伐採後の適正な再造林を促進するため、造林補助事業における植栽への支援について、更なる支援の充実を国へ要望しました。

水産業では、養殖漁業者の経営安定を図るため、出荷停滞時であっても必要となる餌代などの運転資金や養殖魚の一時的な価格の下落に対する補てんなど、漁業収入安定対策の充実を国へ要望しました。

(医療機関・福祉施設等への支援)

医療機関への支援については、感染拡大に伴う患者の増加を見据 え、入院患者の受入対応力の向上を図るため、人工呼吸器や人工肺 (ECMO) の設備整備を支援します。

高齢者施設への支援については、県において、マスクや消毒液の 確保に取り組みます。また、介護施設内を消毒する必要が生じた際 に事業者の財政的負担が発生しないよう、必要経費等を支援します。

さらに、高齢者や障害者支援施設等における感染拡大防止のため、 多床室を区切り個室化を行う大規模修繕等を支援します。加えて、 就労移行支援、就労継続支援における障がい者の在宅就労を推進 するため、事業所におけるテレワークのシステム導入経費等に支援 します。

児童養護施設等については、学校の臨時休業に伴い施設での生活時間が長くなることから、日中の職員体制確保のために生じた新たな経費に支援するとともに、食費などの一般生活費の増額を国へ要望しました。

(その他の事業活動支援)

学校の臨時休業への対応として、学校の臨時休業に伴い、学校給 食関連事業者やスクールバス運行事業者に発生した損失等を補てん するよう国に要望しました。

全国的に不足しているマスクについて、国が需給両面から講ずる

マスク対策に県も協力し、介護施設、社会福祉施設、公共交通事業 者等へのマスク、消毒液等の配備を進めます。

感染拡大が終息の兆しが見せる時期には、再度事業を成長の軌道 に乗せていく取組を展開するため、例えばサプライチェーンの多角 化に資する海外展開支援やリモートワーク誘致、観光や農林水産物 の需要を喚起するようなキャンペーン展開について検討を進めると ともに、国への要望を行いました。

(2)「生活者支援」

2 つ目の柱である「生活者支援」では、個人向け生活資金の支援 として、学校の臨時休業などの影響により収入減少があった世帯や、 入院勧告や就業制限を受けた感染者や濃厚接触者で収入減少があっ た際の生活を支援する貸し付けや助成を実施します。さらに放課後 児童クラブの体制強化や、外国人への情報提供及び相談体制を充実 させるなど、きめ細かな支援を実施します。

(個人向け生活資金支援)

生活福祉資金貸付に特例を設ける国の制度を活用して、収入減少があった世帯の生活を支援する緊急小口資金等の貸し付けを行うため、事業主体である三重県社会福祉協議会に補助を行うとともに、連携して周知に努めます。

感染症予防法に基づき、都道府県知事が行う入院勧告や就業制限

により労働者が休業する場合、その間、傷病手当が支給されず、 収入がなくなる労働者及び個人事業主に対し経済的支援を行うよう 国に要望しました。

(子どもに対する支援)

学校の臨時休業に対応するための放課後児童クラブ及び放課後等 デイサービスの経費の増額分について、国費による支援を実施する ほか、基準額を超えた場合においても真に必要な経費を完全に国費 で賄うことができるよう、国に要望しました。また、日中一時支援 事業等についても、経費の増額分等に対し国の全額財政措置を要望 しました。

子どもの居場所づくりや食への支援については、既に民間で貧困家庭に食糧を届けようとする動きがあることから、こうした団体との連携により、食への支援に取り組みます。また、学校の臨時休業に対応するため、民間団体等が行う居場所づくりの取組や給食、子ども食堂の代替として行う子どもへの食の支援について、国の補助を要望しました。

臨時休業期間中、子どもたちは自宅での生活が長くなり、生活のリズムや環境の変化、感染への不安等により、ストレスを感じることも考えられることから、学校等から要請があればいつでもスクールカウンセラーを派遣できる体制をとり、面談や家庭への訪問を行い、子どもたちへの心のケアを丁寧に実施します。

(雇用支援)

新卒者の内定取消や非正規労働者の雇止め等を防止し、雇用を確保するため、啓発等を実施するほか、新型コロナウイルスに関する特別相談窓口を設置している三重県労働相談室の開所時間を拡大します。併せて、津高等技術学校での在職者訓練の受講者受け入れ枠を拡大します。

(きめ細かな総合的支援等)

「みえ外国人相談サポートセンター(MieCo)」について、外国人住民等からの相談に丁寧に対応するため、運営費に対する国の補助制度を活用して、相談員の増員などにより相談体制等を充実させるとともに、多言語による三重県情報提供ホームページ「 $Mie^T Info$ 」における情報発信の頻度をあげることで、不安や困りごとの解消に向けて取り組みます。また、国に対しては、情報提供時における即時多言語化について要望しました。

生活困窮者自立支援制度に基づいて、家計や仕事、住まい等の課題等に対して、各種貸付や就労支援制度等の必要なサービスにつなぐなど、本人に寄り添った総合的な支援を実施します。

学校や県立文化施設等での安心安全の確保として、学校・各施設 等において消毒液等を配備することを国に要望しました。

(3)「制度の弾力的運用や国への財政支援の要望」

3 つ目の柱「制度の弾力的運用や国への財政支援の要望」では、 個人事業税の申告期限の延長や、公共工事等において工期の延長や 繰越に柔軟に対応するとともに、県営住宅の目的外入居や家賃の減 免を臨時的に行います。

地方が責任を持って必要な対策を躊躇なく実施できるよう、地方 単独事業に対する財源措置や、地方一般財源総額の確保・充実、復 興交付金のように自由度が高く柔軟な交付金制度の創設を国に対し て要望しました。

(4) 追加経済対策における減税等と地方公共団体への配慮

政府の「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策-第2弾-」で検討されている追加の経済対策において、事業主の資金繰り対策や労働者の生活防衛対策に資するよう、固定資産税の減税等の思い切った措置の検討を要望しました。併せて、減税を行う場合には、地方交付税の増額や、減収補てん債制度の活用など地方財政に影響を与えないための万全の措置も要望しました。

以上の項目について 3 月 17 日に西村内閣府特命担当大臣と面談 し、「新型コロナウイルス感染症を克服し、三重県経済が直面する 難局を乗り越えるための緊急要望」を行いました。 西村大臣からは、「地方の現場の生の声を届けて頂き、感謝する。 まずは経営がひっ迫する事業者に何とか踏ん張って頂くために、国 の第2弾対応策等を着実に実施し、中小企業・小規模企業への資金 繰り支援や国民の生活を守ることに全力をあげる。また、4月を目 途にこの危機を乗り越えるために十分な財政的規模の新たな経済対 策をとりまとめる予定なので、それに向けて、本日の要望をしっか りと受け止める。」旨の発言がありました。

県内では、新型コロナウイルス感染症の影響により、宿泊キャンセル等が発生している観光業をはじめ、中国国内の生産活動の停滞等によりサプライチェーンに毀損が生じている製造業のほか、学校の臨時休業等により様々な業種に売上や受注の急減、生産活動の停滞、雇用の維持などの課題が拡大しています。また、こうした経済事業活動だけでなく、広く県民活動にも大きな影響を与えている状況です。この状態を放置すれば、三重県経済の基盤が崩壊しかねません。

厳しい状況の中ではありますが、今後も、県民の皆様の不安の解消、感染拡大の防止に向け、国や関係機関との連携を密にし、全ての当事者が強い危機感を共有し、迅速かつ適切に対応できるよう「オール三重」で感染拡大の防止に向けて全力で進めるとともに、県民の皆様の経営安定等の支援に全力をあげて、しっかり取り組ん

でまいります。

これらの経済対策の総額は、事業費ベースでは約 11 億円で、融資枠は今の 3.6 倍の 362 億円に大幅拡大します。さらに刻一刻と変化する事態の状況を見極めながら、緊急度に応じて順次対策を追加していきます。

これら緊急経済対策に必要な予算については、県議会のご理解・ ご協力もいただきながら早急に補正予算の措置等を行い、事業の執 行に支障が出ないようにします。

(三重県経営方針への反映)

最後に、さる 2 月 17 日の全員協議会において説明しました「令和 2 年度三重県経営方針(最終案)」の修正について、説明します。

三重県経営方針の成案については、例年、時点修正を行った上で、 4月に公表しているところです。

今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う県民の皆様の 生活や県内経済への重大かつ深刻な影響を考慮し、「令和 2 年度三 重県経営方針(最終案)」については、「『命』『安全・安心』を大切 にする三重」等、4 つの柱を掲げている「1 注力する取組」の前 に、「新型コロナウイルス感染症への緊急対策」という章を新たに 設け、本日説明した取組内容を追加し、4 月 1 日付けで公表する予 定です。

(決意)

先人の言葉は、危機に立ち向かう現代の我々に勇気と力を与えてくれます。イギリスの作家であるジェームズ・アレンは、「疑念と恐怖を克服した人は、失敗をも克服する。彼らの思考は全て行動力に結びついているので、どんな困難にも勇敢に立ち向かい、うまく乗り越えていくことができる。」と言っています。

本県は、リーマンショックに伴う経済危機の際、県民所得の落ち込み幅が全国第1位となったものの、県民の皆様の大変な御努力により本県経済も回復し、平成27年には全国第3位となるなど見事復活を果たした実績があります。

その実績・経験を糧に、あらゆる施策を総動員し、今一度本県が持つ「県民力」を発揮し、先の見えない不安や厳しい状況についても「オール三重」で乗り越えていけるよう、高い緊張感を持ちつつ強い決意で取り組んでまいります。